



「道の駅」の災害時における活用について

国土交通省 道路局 国道・防災課

1. はじめに

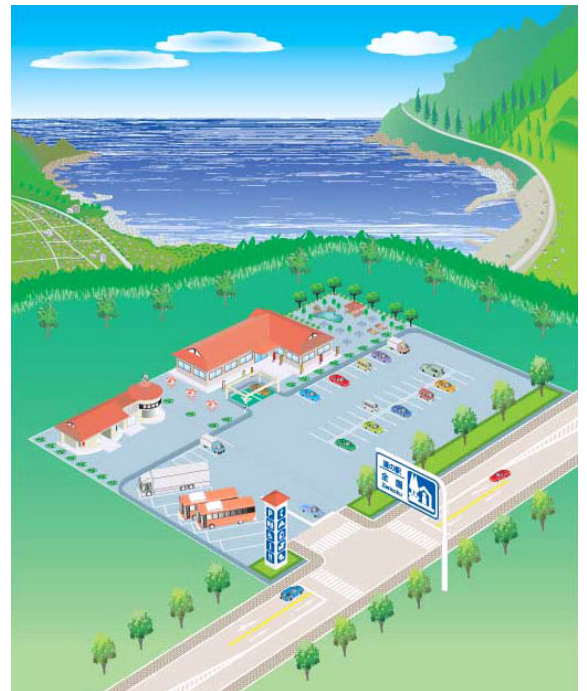
「道の駅」は、広域的なレジャー交通の増加、高齢者や女性ドライバーの増加等を背景に、安全で快適な道路交通環境の形成並びに地域の振興に寄与することを目的に一般道路の沿線に整備され、その機能は①道路利用者のための「休憩機能」②道路利用者や地域の方々への「情報発信機能」③地域と道路利用者、地域間の交流を促進する「地域の連携機能」の3つを併せ持つ施設である。

〔詳細は、国土交通省道路局「道の駅」ホームページ
(<http://www.mlit.go.jp/road/station/road-station.html>)〕

現在では、全国 900 箇所の施設が「道の駅」として登録され、道路利用者や地域の方々に多く利用されている。

さらに、「道の駅」は幹線道路沿いに在り公共施設であることから、平成 16 年 10 月の中越地震等では「道の駅」が避難所や災害復旧拠点等として活用され、近年、災害時の活用についても注目されている。

本稿は、「道の駅」の災害時における活用について紹介することとする。



2. 災害時に活用された「道の駅」の事例

中越地震や能登半島地震、中越沖地震等の際には、「道の駅」の施設で下記のような活用がなされた。

① 被災地の「道の駅」

- ・「道の駅」の施設を避難所として活用
- ・断水により入浴が困難となった方々への、入浴施設の無料利用

- ・復旧支援活動の拠点（支援車輛の集合場所、支援部隊の宿泊等）
 - ・救援物資の供給場所
 - ・仮設住宅の設置場所の提供 等
- ### ② 被災地周辺の「道の駅」
- ・被災地や周辺道路の情報提供
 - ・風評被害対策のための情報提供

● 避難所



【道の駅「越後川口」(新潟県)】

会議室・駐車場等を被災された方の避難場所として活用。(H16 中越地震)



【道の駅「ちぢみの里おぢや」(新潟県)】

【道の駅「国上」(新潟県)】

入浴施設を避難者等に無料開放。(H19 中越沖地震)

● 災害復旧拠点



【道の駅「路田里はなやま」(宮城県)】

各機関の災害復旧支援車両の活動拠点として活用。(H20 岩手・宮城内陸地震)



【道の駅「輪島」(石川県)】

大きな被害を受けた「旧門前町」の支援部隊の宿泊地として活用。(H19 能登半島地震)

● 救援物資の供給場所



【道の駅「輪島」(石川県)】

地域住民への支援活動(給水車設置場所として生活用水を供給)場所として活用。(H19 能登半島地震)

● 仮設住宅の設置場所



【道の駅「クロス10十日町」(新潟県)】

被災者支援として、「道の駅」の駐車場に仮設住宅を建設。(H16 中越地震)

● 災害情報の発信拠点



【道の駅「豊栄」(新潟県)】

被災地周辺の「道の駅」においても、利用者に被災地の情報を提供。(H16 中越地震)



【道の駅「輪島」(石川県)】

「道の駅」利用者に道路復旧状況を積極的に提供。(H19 能登半島地震)

● 風評被害対策の情報発信



【道の駅「倶利伽羅源平の郷」(石川県)】

風評被害対策としてポスターを掲示。(H19 能登半島地震)



【道の駅「能登空港」(石川県)】

3. 現在の取り組み事例

(1) 災害発生時の利用に関する協定締結

群馬県、福島県、岐阜県東濃地区では、県と「道の駅」管理者及び道路管理者において防災総合利用に関する協定が締結され、災害発生時には「道の駅」施設の提供や物資の提供など、迅速かつ適確な応急対策等を実施するための取り決めがなされている。

■群馬県「道の駅」の防災総合利用に関する基本協定

- 目的：災害発生時における迅速かつ適確な応急対策等の実施
- 協定者：群馬県と県内の「道の駅」19駅及び道路管理者
- 協定内容：災害発生時に県からの要請に基づき「道の駅」施設やスペースを防災利用する。

(防災利用内容)

- (1) 避難施設（臨時入浴施設を含む）の提供
- (2) 救援物資の提供及び保管
- (3) 救援物資の運送に係る拠点・中継施設の提供
- (4) 防災関係機関の活動拠点場所の提供
- (5) 道路情報、被災情報等の発信
- (6) 広域避難における中継・休憩施設の提供 等

○協定締結日：平成20年11月5日締結

■福島県「道の駅」防災総合利用に関する基本協定

- 目的：災害発生時における迅速かつ的確な応急対策等の実施
- 協定者：福島県と県内の「道の駅」16駅及び道路管理者
- 協定内容：災害発生時に県からの要請に基づき「道の駅」施設やスペースを防災利用する。

(防災利用内容)

- (1) 避難施設（臨時入浴施設を含む）の提供
- (2) 救援物資の提供及び保管
- (3) 救援物資の運送に係る拠点・中継施設の提供
- (4) 防災関係機関の活動拠点場所の提供
- (5) 道路情報、被災情報等の発信
- (6) 広域避難における中継・休憩施設の提供 等

○協定締結日：平成20年8月7日締結

■岐阜県東濃地区「災害時における応急生活物資の供給及び被災者等への支援に関する協定」

- 目的：災害発生時に応急生活物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給並びに被災者等への支援

○協定者：岐阜県東濃振興局と東濃圏域の「道の駅」10駅

- 協定内容：①災害発生時に、東濃圏域内の被災地への支援が遅れることがないように、東濃圏域の「道の駅」10駅の物資を流通備蓄として活用
- ②観光客等近隣滞在者への情報提供や物資・食事の優先提供等の支援の実施

○協定締結日：平成19年12月21日締結

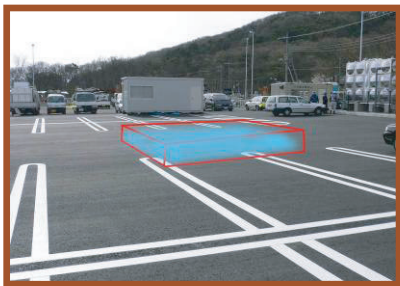
(2) 防災拠点整備

災害発生時に「道の駅」が、避難所、復旧活動の支援拠点、災害情報の提供等の活用ができるよう、関係市町村と道路管理者が連携して整備している事例を紹介する。

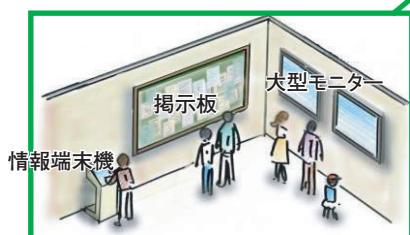
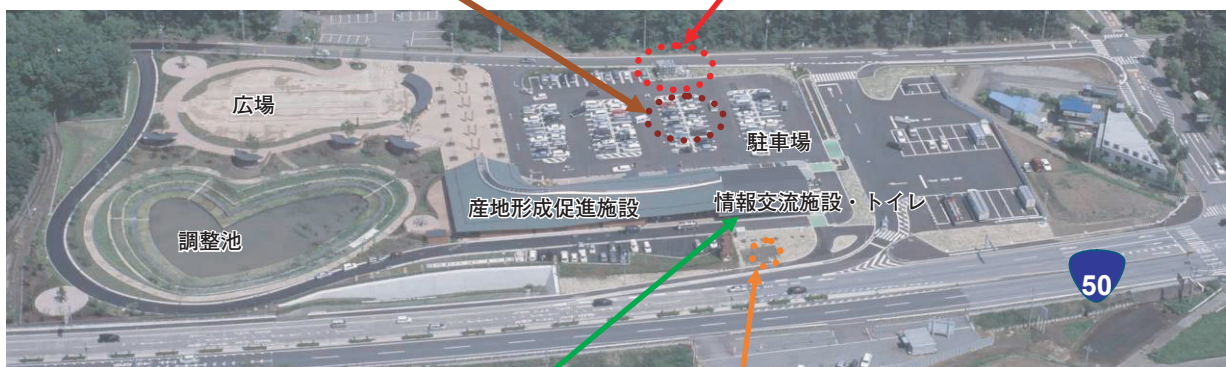
■ 防災拠点整備例 道の駅「みかも」(栃木県)

- 道の駅「みかも」(栃木県)は、平成18年4月、国道50号沿いに整備されている。
- 藤岡町と道路管理者が連携し、災害時の避難所、物資の輸送拠点等を想定とした「非常用電源」「貯水槽」「給水タンク」「情報提供施設」が整備されている。

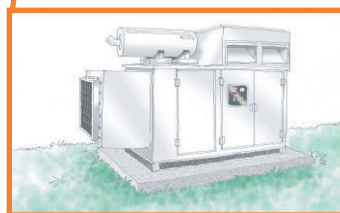
○貯水槽(トイレ用)(地中)



○給水タンク(飲料用)



○情報提供施設



○非常用電源装置

■ 防災拠点整備例 道の駅「ちぢみの里」(新潟県)

- 道の駅「ちぢみの里おぢや」(新潟県)は、平成8年11月、国道11号沿いに整備されている。
- 小千谷市と道路管理者が連携し、災害時の一時的な避難所、物資供給拠点等を想定して「非常用電源」「非常用トイレ」「防災備蓄倉庫」「情報提供装置」が整備されている。

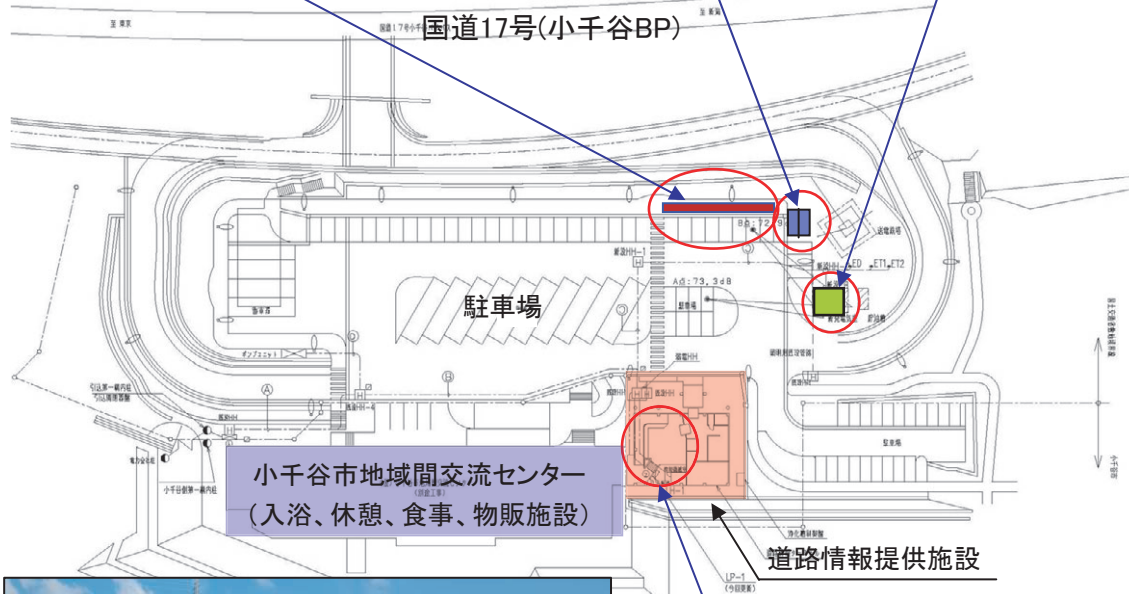
○ 非常用常設トイレ



○ 防災備蓄倉庫



○ 非常用発電装置



○ 情報提供装置



道の駅「ちぢみの里おぢや」

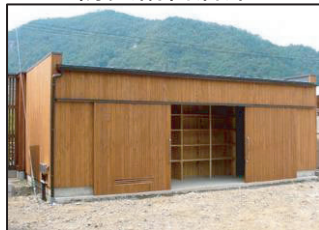
■ 防災拠点整備例 道の駅「美濃にわか茶屋」(岐阜県)

- 道の駅「美濃にわか茶屋」(岐阜県)は、平成19年9月、国道156号沿いに整備されている。
- 美濃市と道路管理者が連携し、災害時には道路利用者の一時避難所、地域住民の避難所等を想定して「非常用電源」「防災用トイレ」「飲料水貯水槽」「防災備蓄倉庫」「情報提供装置」が整備されている。

○非常用電源装置



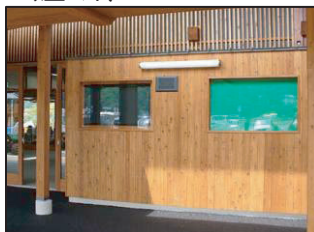
○防災備蓄倉庫



○飲料水貯水槽



○情報提供装置
〈屋外〉



〈屋内〉



○防災用トイレ



4. まとめ

「道の駅」の災害時における活用は、「道の駅」の新たな機能として期待されている。しかし、本取り組みは一部の地域にとどまっており、国土交

通省としては全国で取り組みが広がるよう支援することとしている。今後とも、関係市町村や道路管理者と連携していきたいと考えている。